令和7年度学校教育用モバイルルータ貸与申請書

学校教育用モバイルルータ貸与を希望しますので、下記のとおり申請します。

申請者	保護者名	(ふりがな)	住所	〒 吹田市
	電話番号	(携帯)	(自宅)

①貸与対象児童・生徒(複数名の場合は全員記入してください)

氏名		生年月	日		学校名	学年	クラス	番号
(ふりがな)	平成	年	月	П				
(ふりがな)	平成	年	月	П				
(ふりがな)	平成	年	月	П				

②世帯の状況 (該当する項目に〇をつけてください)

就学援助費受給世帯	非該当	•	該当
生活保護受給世帯	非該当	•	該当

③通信機器貸与に係るチェック欄(内容を確認し、チェック欄にレ印を入れたうえで署名してください)

同意内容	チェック欄				
本家庭には、通信環境がないため、貸与を申請します。					
2 紛失や破損をしないよう、細心の注意を払い使用します。					
本来の目的以外では使用しません。					
重大な過失又は故意による貸与品への損害及び紛失があった場合、弁償します。					
貸与品に破損が生じた場合は速やかに教育センターに連絡します。					
貸与品を紛失した場合は、警察に届け出たうえで、早急に教育センターに連絡し					
ます。					
市外へ転出する場合は速やかに教育センターへ返却します。					
通信環境の整備を行う等により、貸与品の必要がなくなった場合は速やかに教育 センターに返却します。					
				通信費は吹田市負担としますが、設定を変更して貸与している端末以外とモバイ	П
ルルータを接続した場合は、通信費の負担を求める場合があります。					
貸与品の設定の変更やリセット等は行いません。					
学校教育用モバイルルータの貸与事務を行うにあたり、申請者が就学援助費受給					
11 世帯又は生活保護受給世帯であるかの照会を行うことに同意します。					
機器の貸与にあたり、上記の内容に同意します。					
令和 7年 月 日					
<u>保護者名</u>					
	本家庭には、通信環境がないため、貸与を申請します。 粉失や破損をしないよう、細心の注意を払い使用します。 本来の目的以外では使用しません。 重大な過失又は故意による貸与品への損害及び紛失があった場合、弁償します。 貸与品に破損が生じた場合は速やかに教育センターに連絡します。 貸与品を紛失した場合は、警察に届け出たうえで、早急に教育センターに連絡します。 市外へ転出する場合は速やかに教育センターへ返却します。 通信環境の整備を行う等により、貸与品の必要がなくなった場合は速やかに教育センターに返却します。 通信費は吹田市負担としますが、設定を変更して貸与している端末以外とモバイルルータを接続した場合は、通信費の負担を求める場合があります。 貸与品の設定の変更やリセット等は行いません。 学校教育用モバイルルータの貸与事務を行うにあたり、申請者が就学援助費受給世帯又は生活保護受給世帯であるかの照会を行うことに同意します。 機器の貸与にあたり、上記の内容に同意します。				

※この申請書の記載は黒または青色のボールペンで記入してください。(鉛筆・フリクション不可)

貸与年度	申請受付日	照会
令和7年度		

吹田市教育委員会宛

令和7年4月1日

令和7年度学校教育用モバイルルータ貸与申請書

学校教育用モバイルルータ貸与を希望しますので、下記のとおり申請します。

	/口=# + / /2	(ふりがな) すいた いちろう	〒564-8550
申請者	保護者名	吹田 一郎	住所 吹田市泉町 1 - 3 - 4 0
	電話番号	(携帯) 090-XXXX-XXXX	(自宅) 06-6XXXX-XXXX

①貸与対象児童・生徒(複数名の場合は全員記入してください)

氏名	生年月日	学校名	学年	クラス	番号
(ふりがな) すいた たろう 吹田 太郎	平成30年9月10日	吹田小学校	小1	3組	15番
(ふりがな)	平成 年 月 日				
(ふりがな)	平成 年 月 日				

②世帯の状況 (該当する項目に○をつけてください)

就学援助費受給世帯	非該当	•	(該当)
生活保護受給世帯	非該当	•	該当

③通信機器貸与に係るチェック欄(内容を確認し、チェック欄にレ印を入れたうえで署名してください)

項番	同意内容	チェック欄	
1	本家庭には、通信環境がないため、貸与を申請します。	V	
2	紛失や破損をしないよう、細心の注意を払い使用します。	7	
3	本来の目的以外では使用しません。	V	
4	重大な過失又は故意による貸与品への損害及び紛失があった場合、弁償します。	V	
5	貸与品に破損が生じた場合は速やかに教育センターに連絡します。	7	
6	貸与品を紛失した場合は、警察に届け出たうえで、早急に教育センターに連絡し	_	
0	ます。	V	
7	市外へ転出する場合は速やかに教育センターへ返却します。	7	
8	通信環境の整備を行う等により、貸与品の必要がなくなった場合は速やかに教育		
0	センターに返却します。	V	
9	通信費は吹田市負担としますが、設定を変更して貸与している端末以外とモバイ	V	
9	ルルータを接続した場合は、通信費の負担を求める場合があります。		
10	貸与品の設定の変更やリセット等は行いません。	7	
11	学校教育用モバイルルータの貸与事務を行うにあたり、申請者が就学援助費受給		
11	世帯又は生活保護受給世帯であるかの照会を行うことに同意します。	V	
マ/二	W. B. A. なとにままり、「ヨッ中南に日本します		

通信機器の貸与にあたり、上記の内容に同意します。

令和 7年 4月 1日

保護者名 吹田 一郎

※この申請書の記載は黒または青色のボールペンで記入してください。(鉛筆・フリクション不可)

貸与年度	申請受付日	照会
令和7年度		